

教育委員会 8 月定例会 議事録

会議名 教育委員会 8 月定例会
開催日 令和 5 年 8 月 17 日（木）午前 11 時 00 分～午前 11 時 26 分
開催場所 議会棟 4 階 第 1 委員会室
出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理人、秋元委員、中川委員、中澤委員、有山委員

事務局等出席者

藏守教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、下北教育監、赤堀学校教育部長兼教育政策総務課長、山口学校教育部長兼施設給食課長、辻文化スポーツ室長兼課長、村井施設給食課長、大坪施設給食課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、岡元青少年課長、竹山教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、岡本（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それではただ今から、教育委員会 8 月定例会を始めさせていただきます。
本日の署名人は、有山委員にお願いいたします。
本日の案件は、議決事項が 3 件でございます。
それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。
事務局から説明をお願いします。
はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。
教育委員会定例会の議案書、以上でございます。

○高須教育長

それでは、議案書 1 ページ、「7 月・8 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。
事務局から報告事項はございませんか。
はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部長兼教育政策総務課長

7 月・8 月の一般事務報告をいたします。
7 月 27 日に教育委員会臨時会、本日 8 月 17 日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援につきましては、7月11日から8月5日までに、7件ございました。

そのうち新規の後援が1件で、市民間の交流を図るとともに、スポーツの発展に寄与することを目的としたテニス大会を開催する、寝屋川市テニス協会による「第52回寝屋川市テニス秋季大会ダブルスの部」でございます。

その他継続の後援が6件で、1件目は、寝屋川市美術協会による、「第23回駅前ギャラリー」、2件目は、大阪府小学校国語科教育研究会による、「第48回大阪府小学校国語科教育研究大会（北河内大会）」、3件目は、寝屋川市グラウンド・ゴルフ協会による、「第38回市長杯グラウンド・ゴルフ大会」、4件目は、アドバンス寝屋川マネジメント株式会社による、「寝屋川イルミネーション2023」、5件目は、淀川河川公園ふれあいマラソン実行委員会による、「第8回淀川河川公園ふれあいマラソン」、6件目は、こども夢の商店街実行委員会による、「こども夢の商店街」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、山口次長。

○山口学校教育部次長兼施設給食課長

8月の一般事務報告をいたします。

まず、寝屋川市立小学校給食の無償化に関する事務処理要綱等を制定いたしました。内容といたしましては、小中学校の給食費の無償化に係る食材購入等の事務処理について定めた要綱でございます。

次に、寝屋川市立小学校給食における学校給食食材費緊急支援事業に関する事務処理要綱等を制定いたしました。内容といたしましては、小中学校の給食における食材費緊急支援事業に係る事務処理について定めた要綱でございます。

次に、小学校給食費の無償化に係る寝屋川市学校給食費助成金交付要綱等を制定いたしました。内容といたしましては、食物アレルギー等により、自宅からお弁当を持参している児童等の保護者に対し、給食費相当額の助成金を交付するために、必要な事項を定めた要綱でございます。

最後に、小学校給食食材費緊急支援事業に係る寝屋川市学校給食費助成金交付要綱等を制定いたしました。内容といたしましては、食物アレルギーなどにより自宅からお弁当を持参している児童等の保護者に対し、給食食材費上昇分相当額の助成金を交付するために必要な事項を定めた要綱でございます。

なお、施行日につきましては、いずれも8月1日でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

7月・8月の一般事務報告をいたします。

8月1日に総合教育研修センターで校長夏季研修会が開催されました。校長課題別部会から、現状と今年度の取組報告が行われました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ、「8月・9月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から何かございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

8月・9月の行事計画を御説明いたします。

8月24日に、教育行政事務の点検・評価会議を開催いたします。

次に、8月30日から9月22日まで開催されます、令和5年9月市議会定例会につきましては、8月30日に予算決算常任委員会（全体会）、9月4日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、9月6日に予算決算常任委員会（全体会）、9月12日から9月14日に一般質問、9月20日に文教生活常任委員会協議会が予定されております。

次に、9月28日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催する予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

8月・9月の行事計画を御説明いたします。

今年度は、9月30日に中学校の体育大会、翌日の10月1日に小学校の運動会が開催されます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「8月・9月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

議案第31号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第31号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部総括本部長等に関連する規定の改正を行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容につきまして御説明いたします。

5ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項中、2つの本部における統括本部長として、「副市長」を「経営企画部担当副市長」に改め、第2条の2として、統括本部長に関する規定を加え、第7条中、第1号を削り、各号を繰り上げるものでございます。

次ページに移りまして、第13条第1項中、子育て・教育総合支援本部長として、「理事・教育委員会事務局教育次長」を「理事兼こども部長」に改め、第14条第1項第1号中、子育て・教育総合支援副本部長として、「こども部長」を「学校教育部長」に改めるものでございます。

なお、附則として、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第31号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、7ページでございます。

議案第32号「寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置に関する市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、坂本課長。

○坂本学務課長

ただ今御上程いただきました、議案第32号「寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置に関する市長からの意見聴取」について、市長から意見聴取のあった寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置について回答するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則第1条第2号の規定に基づき、市長から意見聴取のあった、寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置について、協議を行い回答するためでございます。

議案書8ページを御覧ください。

教育委員会の意見を聴取する内容といたしましては、まず、(1)市立幼保連携型認定こども園の設置に関することでございます。小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を提供するため、認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例第1条の規定に基づき、令和6年4月1日に中央幼稚園とコスモス保育所、南幼稚園とあざみ保育所を再編し、現在のコスモス保育所及びあざみ保育所の位置に、市立幼保連携型認定こども園を設置するものでございます。

次に(2)市立幼保連携型認定こども園に関する事項についてでございます。

9ページを御覧ください。

まず、対象施設につきましては、中央幼稚園とコスモス保育所、南幼稚園とあざみ保育所を再編し、現在のコスモス保育所、あざみ保育所の場所に、幼保連携型認定こども園を開設するものでございます。

次に、施設名称につきましては、コスモス保育所の場所に開設する認定こども園は、寝屋川市立まあぶるこども園 星の学舎、あざみ保育所の場所に開設する認定こども園は、寝屋川市立まあぶるこども園 月の学舎でございます。

次に、利用定員につきましては、寝屋川市立まあぶるこども園 星の学舎の定員は、90名、寝屋川市立まあぶるこども園 月の学舎の定員は、120名でございます。

以下、共通事項といたしまして、議案書9ページから11ページにかけまして、開設年月日、学級の編制、開園時間・保育時間、学期、休園日、給食、午睡、入園の申込み、退園、保育料、健康診断、緊急時の連絡、非常災害時の対策、相談等に関する窓口、賠償責任保険の加入について定めたものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第32号「寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置に関する市長からの意見聴

取について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、12ページでございます。

議案第33号「令和5年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の公表について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、議案第33号「令和5年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の公表」につきまして、結果公表の方法について決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市教育委員会が、教育施策の改善を図るという調査の目的を達成するとともに、保護者や市民に対して説明責任を果たすためでございます。

議案書の13ページを御覧ください。

結果公表の方法につきましては、広報ねやがわに掲載を考えております。

内容につきましては、全国及び市全体の平均正答率、市全体の経年比較、質問紙調査の結果、学力向上に向けた市の取組等の掲載を考えており、今後、掲載内容につきましては、検討してまいります。

次に、各学校の結果につきましては、市教育委員会のホームページに掲載する形での公表を考えており、議案書の14ページ、15ページを御覧ください。

こちらが小学校、中学校の掲載イメージとなっており、どちらも内容につきましては、学校ごとの平均正答率、調査結果についての分析、今後の改善方策、学力向上の取組の掲載を考えております。

各学校別結果の公表に際しましては、その内容について、各校長先生方と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第33号「令和5年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の公表について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会 8 月定例会を終了させていただきます。